

2020年6月3日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役社長 後 藤 夏 樹

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本年は株主総会へのご来場を見合わせて、書面により議決権を行使していただくよう強くお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、又は株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.bm-sms.co.jp/ir/>)

お土産の廃止について

諸般の事情により、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 概況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	30,836	35,140	4,303	14.0%
営業利益	4,743	4,935	192	4.1%
経常利益	5,979	6,355	376	6.3%
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,216	4,760	543	12.9%

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザーに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じ、高齢社会で生じる様々な課題を解決し、生活の質の向上に貢献していきます。

当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は年々拡大し、今後もさらに拡大が見込まれています。日本においては、高齢者人口(65歳以上)が2019年11月1日時点で約3,591万人、人口構成比28.5%に達し、世界で最も高い水準となっています。また、それに伴い介護費、医療費も急増し、それぞれ10兆円、43兆円に達しています(注1)。アジア・オセアニア地域においては、人口増加や経済発展を背景に医療やヘルスケアの市場が急拡大しており、医療費は1兆ドルと日本の2倍を超える規模となっています(注2)。

このように高齢社会に関連する市場が年々拡大する中で、介護や医療、ヘルスケア等に関する情報の量は飛躍的に増加し、その情報は多様化・複雑化しています。このため、適正な情報に対するニーズはますます高まり、当社グループにとって膨大な事業機会が生まれるものと認識しています。

当社グループはキャリア分野、介護事業者分野、海外分野を主力事業とし、ヘルスケアやシニアライフ等の領域においても数多くの新規事業を開発・育成しています。

キャリア分野においては、高齢者人口の増加に伴い大きな課題となっている、介護・医療等の領域における従事者不足解消に貢献していきます。当社グループは介護・医療系職種を対象とした求人情報や人材紹介の市場をパイオニアとして創造し、圧倒的なポジションを確立してきました。特に2025年に34万人の不足が見込まれる介護職（注3）に対しては、多様なキャリアサービスの提供を通じ、人手不足の解消に貢献していきます。既存従事者の転職支援のみならず、他業界からの新規就業を促し従事者数の増加に寄与すると共に、最適なマッチングや定着支援、従事者教育を通じ、生産性向上や離脱防止にも寄与していきます。また、2017年に柔道整復師/あはき師（注4）向けキャリア関連サービスに進出したほか、2018年には保育士向け人材紹介を立ち上げるなど、看護師・介護職等に続く成長事業を育成しています。今後も既存サービスにおけるシェアの拡大、展開サービス拡充及び他職種へのサービス拡張により従事者・事業者への提供価値を最大化し、キャリア分野全体で長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

介護事業者分野においては、サブスクリプション型の経営支援プラットフォーム「カイポケ」を通じ、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。保険請求サービスに加えて求人・業務支援・金融・購買等の40以上のサービスをワンストップで提供することにより、介護事業者の経営を総合的に支援しています。今後もシェアの拡大、展開サービス拡充及び対応事業所種別の拡張により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

海外分野においては、2015年10月にアジア・オセアニアで医薬情報サービスを展開するMIMSグループを子会社化し、現在17の国と地域でサービスを提供しています。1963年に創業し50年以上にわたる歴史をもつMIMSブランドは域内で圧倒的な知名度を誇り、医療従事者の会員数は約265万人にのびます。MIMSがもつ圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤、製薬会社や医療機関との取引基盤を活用して、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。さらに、2017年にマレーシアの看護師人材紹介会社Melorita社の子会社化によりグローバルキャリアビジネスを本格的に開始し、主に中東の病院向けにクロスボーダーでの医療従事者の就転職を支援しています。2018年にはフィリピンに、2019年にはアイルランド・オーストラリアに進出しており、今後もサービス展開国を拡大し、グローバルでの医療従事者紹介で圧倒的なナンバーワンのポジションを確立していきます。今後もMIMSをアジア・オセアニア等における事業展開のプラットフォームとして海外戦略を強力に推進し、さらなる成長を実現すると共に、グローバルに医療の向上に貢献していきます。

上記に加え、当社グループでは、今後の成長が見込まれるヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に数多くの新規事業を開発・育成しています。介護費・医療費の増大を背景に、今後は認知症・慢性疾患の予防や公的保険外のサービスに対するニーズが高まることが見込まれます。こうした流れを捉え、ヘル

スクエア領域においては、健康保険組合に対するICTを活用した遠隔での特定保健指導サービスや企業に対する産業保健サービス等を提供しています。当社グループが有する医療従事者ネットワーク、ICTの知見及び官公庁等との実証事業の実績という強みを活用することで、利用者の健康や病気予防のための安価で実効性のあるソリューションを実現しています。今後も展開サービス拡充及びサービス提供対象の企業・健保の拡大によりサービス利用者数を伸ばし、健康な労働力人口の増加に貢献していきます。また、シニアライフ領域においては、高齢社会に特有のテーマである「住まい」「終活」「介護」を重点領域として、リフォーム事業者情報、葬儀社情報、高齢者向け食事宅配情報、介護の悩みや不安を相談できるコミュニティサイト等のサービスを提供しています。今後も高齢社会において人々が必要とする情報を収集し、分かりやすく伝達することで情報の「ひずみ」を解消し、エンドユーザの意思決定の質の向上とより良い暮らしの実現に貢献していきます。

当社グループは今後も拡大する市場から生まれる様々な事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを数多く生み出すことで社会課題の解決に貢献し、長期的かつ持続的な成長を実現していきます。

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大していますが、こうした環境下においても当社グループが果たすべき社会的な情報インフラとしての役割は変わらないものと認識しています。当社グループでは、顧客・取引先・従業員等をはじめとした関係者の健康・安全の確保と感染拡大防止を最優先としながらも、オンラインでの情報提供の拡充やオンラインでの就職イベントの実施等、事業継続のための取り組みを推進することで、これまでと同様に事業を通じた社会への貢献を続けていきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりです。

売上高は、キャリア関連事業の拡大及び「カイボケ」の会員数増加等により、35,140百万円（前期比14.0%増）となりました。

営業利益は、新型コロナウイルスの感染拡大による就職イベントの中止や人材紹介事業での一部事業所の面接見合わせ等の影響もあり、4,935百万円（前期比4.1%増）となりました。

経常利益は、持分法投資利益が増加し、6,355百万円（前期比6.3%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、4,760百万円（前期比12.9%増）となりました。

(注1) 高齢者人口・構成比：総務省 介護費・医療費：2017年度、厚生労働省

(注2) 2017年、WHO統計

(注3) 厚生労働省

(注4) あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師のこと

② 分野別の概況

当社グループでは、キャリア・介護事業者・海外・事業開発の4分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

<事業部門別売上高>

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
キャリア分野	20,398	23,836	3,438	16.9%
介護キャリア	7,974	10,618	2,643	33.1%
医療キャリア	12,423	13,218	795	6.4%
介護事業者分野	3,930	4,894	964	24.5%
海外分野	5,464	5,276	△188	△3.4%
事業開発分野	1,041	1,133	91	8.8%
合計	30,836	35,140	4,303	14.0%

<キャリア分野>

介護キャリアにおいては、介護職向け人材紹介サービス「カイゴジョブエージェント」がキャリアパートナーを大幅に増員し、大きく成長しました。

医療キャリアにおいては、看護師向け人材紹介サービス「ナース人材バンク」が順調に進捗したほか、栄養士向けや柔道整復師/あん摩マッサージ師/はり師/きゅう師向けの人材紹介も大きく成長しました。また、2018年10月に開始した保育士向け人材紹介サービス「保育士人材バンク」が順調に立ち上がりました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、キャリア分野においては、就職イベントの中止や人材紹介における一部事業者の面接見合わせ等の一時的な影響が発生しています。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、23,836百万円（前期比16.9%増）となりました。

<介護事業者分野>

介護事業者分野においては、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」が順調に成長しました。会員数の増加に加え、タブレットやスマートフォン等の有料オプションサービス及びファクタリングサービス等の利用拡大が成長に寄与しました。

以上の結果、介護事業者分野の当連結会計年度の売上高は、4,894百万円（前期比24.5%増）となりました。

<海外分野>

海外分野においては、医療・ヘルスケア関連事業者向けのマーケティング支援事業等を行うMIMS既存事業が、為替や香港デモ等の一時的な要因による影響を受けました。グローバルキャリアビジネスにおいては、2019年3月に韓国で看護師向けキャリアサービスを展開するMedilabs社をMIMS傘下に再編し連結時期を変更した影響に加え、マレーシアの医療従事者をサウジアラビアの医療機関に紹介する際の渡航認証手続きの変更により渡航までのリードタイムが長期化した影響を受けました。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、5,276百万円（前期比3.4%減）となりました。

<事業開発分野>

事業開発分野においては、ヘルスケア領域におけるICTを活用した遠隔での特定保健指導・産業保健等のサービス、シニアライフ領域における高齢者向け食事宅配情報やリフォーム事業者情報等のサービスを中心に新規事業の開発・育成が進みました。

以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、1,133百万円（前期比8.8%増）となりました。

(2) 設備投資の概況

当連結会計年度における設備投資額は1,606百万円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等のシステム開発投資及び業容拡大に伴う事業拠点拡充のための投資等です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度においては、重要な企業再編等は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を通じて、長期的な企業価値向上を実現することを最も重要な課題と考えています。既存事業の更なる成長と積極的な新規事業の開発・育成により高齢社会で生じる様々な課題を解決し、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。このような認識のもと、各事業部門において以下のような取り組みを推進しています。

① キャリア分野

当社グループでは、キャリア分野の成長が当社グループの持続的な成長の土台になると考えています。既存のNo.1サービスにおける更なるシェア拡大、展開サービスの拡充及び新規職種へのサービス拡張を通じて従事者・事業者への提供価値を最大化し、介護・医療等の領域における従事者不足の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、今後もキャリアパートナーの継続的な採用・育成を通じた既存サービスの拡大、従事者・事業者のニーズに応える多様なサービスの開発・育成を進めると共に、看護師、介護職向け人材紹介等に続く新たな成長事業を育成していきます。なお、介護キャリアにおいては、当連結会計年度に発生した介護職向け人材紹介のオペレーション上の課題は既に解消し、従来の成長軌道に戻り成長する見込みです。

② 介護事業者分野

当社グループでは、介護事業者分野の成長が当社グループの持続的な成長を牽引する事業になると考えています。経営支援プラットフォーム「カイボケ」におけるシェアの拡大、展開サービスの拡充及び対応事業所種別の拡張を通じてプラットフォームとしての提供価値を最大化し、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も安定したシステム基盤の構築、営業体制の強化による会員数の着実な増加、介護事業者の経営改善に寄与する新サービスの積極的な開発に加え、継続的なシステム開発を通じて新たな事業所種別に対応するサービス拡張を進めていきます。

③ 海外分野

当社グループでは、MIMSグループのアジア・オセアニア地域での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び医療・ヘルスケア関連事業者や医療機関との取引基盤を活用することで、海外戦略を強力に推進できると考えています。医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援事業やグローバルキャリアビジネス等を通じて、アジア内外における医療の向上に貢献していきます。

このような方針のもと、医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援事業等においては商品戦略や営業体制の見直し等を通じた最適なマーケティング手段の提供、グローバルキャリアビジネスにおいては展開国拡充を通じた事業拡大を進め、海外分野全体で着実な成長を図っていきます。

④ 事業開発分野

当社グループでは、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成によりキャリア・カイボケ・海外事業に続く新たな主要事業を創出することが不可欠だと考えています。また、ヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、高齢社会における様々な社会課題の解決に貢献できると考えています。

このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を積極的に採用・育成し、高齢社会で生まれる膨大な事業機会を確実に捉えて新たなサービスを次々と生み出していきます。

2020年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当社グループにおいても国内キャリア事業、海外事業を中心に、各事業で影響が発生しています。当社グループでは、国内外の各事業におけるオンラインでのサービス提供等を通じて感染拡大防止と事業活動の継続を担保することにより、これまでと同様に事業を通じた社会への貢献を続けていきます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 2017年3月期	第 15 期 2018年3月期	第 16 期 2019年3月期	第 17 期 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	23,054	26,611	30,836	35,140
営 業 利 益 (百万円)	3,646	4,021	4,743	4,935
経 常 利 益 (百万円)	4,430	5,007	5,979	6,355
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,801	3,361	4,216	4,760
1株当たり当期純利益 (円)	33.74	38.72	48.51	54.69
総 資 産 (百万円)	43,231	46,087	47,467	50,996
純 資 産 (百万円)	21,583	23,641	15,539	19,398
1株当たり純資産額 (円)	197.38	221.72	176.55	220.86

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。

3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況 (注1)

(2020年3月31日現在)

(国内)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権比率	主要なサービス内容
株式会社エス・エム・エス キャリア	東京都港区	100 百万円	100%	人材紹介、求人情報等

(海外)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権比率	主要なサービス内容
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール	22 百万 シンガポールドル	100%	海外事業の統括及び海外の事業会社に対する投資等
Medica Asia (Holdco) Limited	英国	210 英ポンド	100%	MIMSグループ持株会社
MIMS Pte. Ltd. (注2)	シンガポール	38 百万 シンガポールドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (Shanghai) Limited(注2)	中国	3 百万 米ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
KIMS Limited (注2)	韓国	11,456 百万 韓国ウォン	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd (注2)	オーストラリア	40 百万 豪ドル	100% (100%)	オーストラリアにおける持株会社
MIMS Australia Pty Ltd (注2)	オーストラリア	23 百万 豪ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (NZ) Limited (注2)	ニュージーランド	4 百万 ニュージーランドドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス

(注1) 上記以外の会社も含め、連結子会社の数は43社です。

(注2) 議決権比率欄内の()内は、間接所有割合です。

② 関連会社の状況

(2020年3月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
エムスリーキャリア株式会社	東京都港区	100 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等

(注) 上記以外の会社も含め、関連会社の数は3社です。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。国内においては、介護・医療従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、海外を加えた4分野を事業部門としています

各事業部門における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け求人情報・人材紹介・人材派遣・資格取得スクール、看護師向け人材紹介、コメディカル向け人材紹介等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援プラットフォーム
海外分野	医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援、グローバルキャリアビジネス等
事業開発分野	健康保険組合向け遠隔保健指導サービス、企業向けリモート産業保健サービス、高齢者向け食事宅配情報提供サービス、リフォーム事業者情報提供サービス等

(9) 主要な拠点等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都港区芝公園二丁目11番1号

② 子会社

株式会社エス・エム・エスキャリア	東京都港区 (注1)
株式会社エス・エム・エスサポートサービス	北海道札幌市中央区
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール
Medica Asia (Holdco) Limited	英国 (注2)
MIMS Pte. Ltd.	シンガポール (注2)
MIMS (Shanghai) Ltd.	中国 (注2)
KIMS Limited	韓国 (注2)
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd	オーストラリア (注2)
MIMS Australia Pty Ltd	オーストラリア (注2)
MIMS (NZ) Limited	ニュージーランド (注2)

(注1) 株式会社エス・エム・エスキャリアの拠点：全国14事業所

(注2) MIMSグループの拠点：上記を含めアジア・オセアニアの17の国と地域 (※)

※グループ持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limitedを除く

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,968名	530名増

(注) 従業員数の増加は、主に介護・医療従事者向けキャリアサービス、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」等に関連する人員増によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
816名	201名増	32.1歳	2.2年

(注) 従業員数は、当社から子会社への出向社員を除き、子会社から当社への出向社員を含む就業人員数です。

(11) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	13,505
株式会社三菱UFJ銀行	3,267
株式会社みずほ銀行	850

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 288,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 87,057,600株 |
| (3) 株主数 | 5,448名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
MORO合同会社	15,727,318	18.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,940,400	7.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,345,400	7.28
アズワン株式会社	2,404,000	2.76
第一生命保険株式会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,366,200	2.71
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2,243,307	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,001,800	2.29
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,814,320	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,539,040	1.76
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,525,700	1.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を445株保有していますが、発行済株式の総数に含めて表示しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2014年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	当社取締役 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 400,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年7月17日から 2024年7月16日まで

第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 120個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 24,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	241,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月20日から 2026年7月19日まで

(注) 監査等委員である社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で40を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来連続して増収増益を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容は、当事業年度の末日の状況を記載しております。

第12回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	31名
新株予約権の数	775個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 155,000株
新株予約権の発行価額	600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	238,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2019年3月期におけるEBITDAの額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c）EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないとき当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

第13回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2017年5月29日
新株予約権を有する者の人数	45名
新株予約権の数	1,580個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 316,000株
新株予約権の発行価額	1,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	305,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から 2025年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2020年3月期における営業利益の額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c）営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないとき当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

第14回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2018年7月18日
新株予約権を有する者の人数	47名
新株予約権の数	1,800個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 180,000株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	197,800円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年7月1日から 2026年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2021年3月期におけるEBITDAの額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a） EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b） EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c） EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額ならびに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第15回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2019年8月19日
新株予約権を有する者の人数	66名
新株予約権の数	2,540個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 254,000株
新株予約権の発行価額	3,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	254,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2022年7月1日から 2027年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2022年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,408百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が7,322百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が8,319百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、新株予約権を行使できないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 夏 樹	エムスリーキャリア株式会社取締役
取締役	杉 崎 政 人	経営管理本部長 エムスリーキャリア株式会社監査役
取締役（監査等委員）	松 林 智 紀	のぞみ総合法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	伍 藤 忠 春	日本製薬工業協会理事長
取締役（監査等委員）	伊 藤 耕 一 郎	伊藤国際会計税務事務所代表

- (注) 1. 取締役松林智紀、伍藤忠春及び伊藤耕一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役（監査等委員）松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
3. 取締役（監査等委員）伍藤忠春は、厚生労働省在籍時の知見及び日本製薬工業協会理事長職を通じ、介護、医療分野等、当社の事業環境への深い理解と見識を有しています。なお、同氏は2020年3月31日をもって同理事長を退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）伊藤耕一郎は、公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
5. 当社は、取締役松林智紀、伍藤忠春及び伊藤耕一郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7. 当社は、取締役（監査等委員）松林智紀の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していません、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と田辺総合法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。
8. 当社の取締役会は、2名の社内取締役と3名の独立社外取締役（監査等委員）で構成されており、各人の経験や能力及び当社事業に対する理解、迅速な意思決定と内部統制確保のための適切な規模感等の観点で、バランスの取れた人員構成となっています。また、取締役会の構成員については、その経歴、専門分野、国際経験などの多様性を実現することとしています。さらに、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の実績を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしています。結果として、現時点においては、ジェンダーの多様性は実現できておりませんが、経歴、専門分野、国際経験、社外取締役（監査等委員）の在任期間などの多様性を実現することで、現在の経営環境において必要となる多様な視点での経営に関する議論が取締役会において活発に行われており、最適な人員構成だと判断しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	2名	146百万円
取締役（監査等委員）	3名	19百万円
合計（うち社外役員）	5名 (3名)	166百万円 (19百万円)

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての報酬等の額25百万円を含めています。
2. 当社は、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円（定款上の員数：9名以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円（定款上の員数：5名以内）とする旨を決議しています。
3. 当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の金額及び支払時期の決定について、取締役会の決議により、上記2.の報酬限度額の範囲内で代表取締役後藤夏樹に一任しております。監査等委員である取締役の報酬の金額及び支払時期の決定については、監査等委員である取締役全員の協議により、上記2.の報酬限度額の範囲内で監査等委員長松林智紀に一任しております。
4. 当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、上記3.で代表取締役に一任されたものについても含めて、指名・報酬諮問委員会への諮問・同委員会からの答申を経て決定されます。指名・報酬諮問委員会は、委員長である代表取締役1名と独立社外取締役2名（いずれも監査等委員）の合計3名によって構成されており、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決議を行うこととしています。なお、2020年5月より、同委員会の独立性をより高めるために、代表取締役に代わって、独立社外取締役（監査等委員）が委員長を務めております。
5. 当社は、当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、2019年5月9日開催の指名・報酬諮問委員会にて検討、同年6月19日開催の同委員会にて審議の上、取締役会に対して答申しております。
6. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は次のとおりです。
- (a) 当社と業績や業容等が近い企業の役員報酬額をベンチマークとして報酬の固定額を決定し、次年度以降の報酬の固定額については、利益成長率等をベースとして、一定のテーブルに当てはめて決定することとしています。
- (b) スtockオプションについては、必要に応じて指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、付与を決定する場合があります。
7. 当社の役員の報酬等に業績連動報酬は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役松林智紀は、のぞみ総合法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役伍藤忠春は、日本製薬工業協会理事長であります。同協会と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役伊藤耕一郎は、伊藤国際会計税務事務所代表であります。同会計税務事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	松 林 智 紀	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席しました。弁護士としての豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
取締役 (監査等委員)	伍 藤 忠 春	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席しました。介護・医療分野の豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
取締役 (監査等委員)	伊 藤 耕 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席しました。公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより取締役（業務執行取締役等である者を除く。）3名全員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。契約内容の概要は次のとおりです。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、その職務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、職務遂行にあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める額を限度額として、その責任を負うものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社グループが支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記の通り内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は2018年12月19日開催の取締役会にて決議しています。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ②当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ③当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- ②当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- ②当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- ③当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
- ②当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的に行うことにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
- ③当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
- ④当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的に開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。
- ⑤当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- ②当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- ③当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- ④内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
- ②監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ③監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ①当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
- ②内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。

8. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。

9. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手續きに係る方針に関する事項

当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
- ②監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行について

- ①取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- ②当連結会計年度において取締役会を13回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- ③必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

2. 監査等委員会の監査・監督体制について

- ①当連結会計年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
- ②監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
- ③監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。

3. コンプライアンスに関する取組みについて

- ①個人情報保護について、当社及び子会社の計2社において「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
- ②内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取り扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。

- ③従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的に社内報やメール等にて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
- ④内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

4. 当社子会社における業務の適正の確保について

一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。

これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

5. 反社会的勢力排除について

- ①「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
- ②取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。2020年3月期の1株当たり期末配当につきましては、8.5円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,102	流 動 負 債	13,831
現 金 及 び 預 金	11,091	買 掛 金	314
仕 掛 金	5,213	1年内返済予定の長期借入金	2,487
貯 蔵 品	14	未 払 金	7,711
未 収 入 金	6,183	未 払 費 用	451
未 払 費 用	664	未 払 法 人 税 等	534
そ の 他	18	未 払 消 費 税 等	536
貸 倒 引 当 金	△ 113	前 受 金	725
固 定 資 産	27,893	預 り 金	84
有 形 固 定 資 産	1,006	賞 与 引 当 金	600
建 物	626	返 金 引 当 金	242
減 価 償 却 累 計 額	△ 291	リ ー ス 債 務	112
建 物 (純 額)	335	そ の 他	30
工 具 、 器 具 及 び 備 品	806	固 定 負 債	17,766
減 価 償 却 累 計 額	△ 545	長 期 借 入 金	15,144
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	261	退 職 給 付 に 係 る 負 債	354
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	37	繰 延 税 金 負 債	1,994
減 価 償 却 累 計 額	△ 17	リ ー ス 債 務	260
機 械 装 置 及 び 運 搬 具 (純 額)	20	そ の 他	11
使 用 権 資 産	481	負 債 合 計	31,597
減 価 償 却 累 計 額	△ 91	(純 資 産 の 部)	
使 用 権 資 産 (純 額)	389	株 主 資 本	21,376
無 形 固 定 資 産	22,738	資 本 本 金	2,246
の れ	10,148	資 本 余 金	51
ソ フ ト ウ ェ ア	1,637	利 益 剰 余 金	19,079
商 標	9,126	自 己 株 式	△ 0
顧 客 関 係 資 産	1,825	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 2,149
そ の 他	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
投 資 そ の 他 の 資 産	4,149	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 2,149
投 資 有 価 証 券	2,225	新 株 予 約 権	171
繰 延 税 金 資 産	873		
敷 金 及 び 保 証 金	1,039		
そ の 他	11	純 資 産 合 計	19,398
資 産 合 計	50,996	負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,996

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		35,140
売 上 原 価		4,048
売 上 総 利 益		31,091
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,156
営 業 外 利 益		4,935
営 業 外 収 入		
受 取 利 息	24	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,486	
そ の 他	62	1,573
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	43	
支 払 利 息	102	
そ の 他	6	152
経 常 利 益		6,355
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
事 業 譲 渡 益	55	57
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
イ ベ ン ト 中 止 損 失	13	37
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,375
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,702	
法 人 税 等 調 整 額	△ 87	1,615
当 期 純 利 益		4,760
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,760

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		資 益		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 利 余 本 金	利 利 余 益 金	利 利 余 益 金		
2019年4月1日残高	2,208	13	14,971		△ 0	17,193
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	37	37	—		—	75
剰余金の配当	—	—	△ 652		—	△ 652
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	4,760		—	4,760
自己株式の取得	—	—	—		△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—		—	—
連結会計年度中の変動額合計	37	37	4,107		△ 0	4,183
2020年3月31日残高	2,246	51	19,079		△ 0	21,376

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2019年4月1日残高	0	△ 1,834	△ 1,833	179	15,539
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	75
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 652
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	4,760
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 0	△ 315	△ 315	△ 7	△ 323
連結会計年度中の変動額合計	△ 0	△ 315	△ 315	△ 7	3,859
2020年3月31日残高	0	△ 2,149	△ 2,149	171	19,398

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 43社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社エス・エム・エスキャリア
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.
Medica Asia (Holdco) Limited
MIMS Pte. Ltd.
MIMS (Shanghai) Ltd.
KIMS Limited
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd
MIMS Australia Pty Ltd
MIMS (NZ) Limited 等

CCM International Limitedほか3社は株式取得及び新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・持分法を適用した主な関連会社の名称 エムスリーキャリア株式会社 等

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社エス・エム・エスキャリア、株式会社エス・エム・エスサポートサービス、株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス、株式会社ツヴァイク、株式会社ワークアンビシャス及び株式会社ウィルワンの決算日は3月末日であり、連結決算日（3月末日）と一致しております。

また、上記以外の連結子会社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品、貯蔵品 主として移動平均法による原価法を採用しております。
(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（使用権資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～9年

機械装置及び運搬具 2～5年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 社内利用可能期間（5年以内）

商標権 非償却

顧客関係資産 12年

ハ. 使用権資産

定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 返金引当金

一部の子会社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

ハ. ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。

ロ. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

ニ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを運用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

ホ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ヘ. 退職給付に係る負債の計上基準

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

IFRSを適用している在外子会社において、IFRS第16号「リース」（2016年1月13日。以下「IFRS第16号」という。）を、当連結会計年度より適用しています。これにより、借り手は原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

IFRS第16号の適用にあたり、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始時に認識する方法を採用しました。

この結果、連結貸借対照表に有形固定資産の使用権資産（純額）389百万円、流動負債のリース債務112百万円及び固定負債のリース債務260百万円を計上しています。

なお、この変更による当連結会計年度の損益への影響は軽微です。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	86,998,800株	58,800株	—	87,057,600株

(注) 1. 増加株式数58,800株は、新株予約権の行使による増加です。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	372株	73株	—	445株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	652	7.5	2019年3月31日	2019年6月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	剰余金	739	8.5	2020年3月31日	2020年6月22日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度期末
2014年7月決議 (第10回) ストック・オプション	普通株式	400,000	—	—	400,000
2016年7月決議 (第11回) ストック・オプション	普通株式	36,000	—	9,800	26,200
2016年7月決議 (第12回) ストック・オプション	普通株式	408,000	—	253,000	155,000
2017年5月決議 (第13回) ストック・オプション	普通株式	316,000	—	—	316,000
2018年7月決議 (第14回) ストック・オプション	普通株式	180,000	—	—	180,000
2019年8月決議 (第15回) ストック・オプション	普通株式	—	254,000	—	254,000
合計	—	1,340,000	254,000	262,800	1,331,200

(注) 1. 上表の新株予約権は、第10回分については2021年7月17日より、第11回分については2019年7月20日より、第12回分については2019年7月1日より、第13回分については2020年7月1日より、第14回分については2021年7月1日より、第15回分については2022年7月1日より権利行使可能となります。

2. 上記の減少は、新株予約権の権利行使および失効によるものです。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,091	11,091	—
(2) 売掛金	5,213	5,213	—
貸倒引当金	△113	△113	—
(3) 未収入金	5,099	5,099	—
資産合計	6,183	6,183	—
(4) 長期借入金(※)	22,374	22,374	—
(5) 未払金	17,632	17,644	11
(6) 未払法人税等	7,711	7,711	—
負債合計	534	534	—
デリバティブ取引	25,878	25,890	11
	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

固定金利又は金利スワップにより金利を固定化している長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、変動金利の長期借入金は、当連結会計年度末のTIBORレートを適用したうえで固定金利と同様に現在価値を算定しております。

(5)未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金等の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投 資 有 価 証 券 非 上 場 株 式	2,225

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 220円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円69銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	6,580	流動負債	3,423
現金及び預金	3,347	1年内返済予定の長期借入金	2,301
売掛金	1,403	未払金	836
貯蔵品	14	未払費用	98
未収入金	1,380	未払法人税等	38
前払費用	254	前受金	5
関係会社短期貸付金	210	預り金	49
貸倒引当金	△ 29	賞与引当金	52
固定資産	36,577	その他の他	41
有形固定資産	258	固定負債	14,863
建物	273	長期借入金	14,856
減価償却累計額	△ 114	長期預り保証金	7
建物(純額)	158	負債合計	18,287
工具、器具及び備品	295	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△ 196	株主資本	24,699
工具、器具及び備品(純額)	99	資本金	2,246
無形固定資産	1,293	資本剰余金	4,524
ソフトウェア	1,293	資本準備金	2,221
その他	0	その他資本剰余金	2,302
投資その他の資産	35,025	利益剰余金	17,928
投資有価証券	6	その他利益剰余金	17,928
関係会社株式	33,766	繰越利益剰余金	17,928
関係会社長期貸付金	199	自己株式	△ 0
敷金及び保証金	551	評価・換算差額等	0
繰延税金資産	580	その他有価証券評価差額金	0
その他	11	新株予約権	171
貸倒引当金	△ 90	純資産合計	24,870
資産合計	43,158	負債・純資産合計	43,158

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,375
売上原価	1,334
売上総利益	8,040
販売費及び一般管理費	9,084
営業損	1,043
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	3,786
業務受託手数料	1,016
その他	21
営業外費用	
為替差損	20
支払払利息	57
貸倒引当金繰入	12
その他	1
経常利益	3,696
特別損失	
固定資産除却損	0
関係会社株式評価損	29
イベント中止損失	2
税引前当期純利益	3,663
法人税、住民税及び事業税	△ 261
法人税等調整額	103
当期純利益	△ 157
	3,820

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 余 金			資 余 金 計	利 益 金 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 金	資 余 金	資 余 金				
2019年4月1日残高	2,208	2,183	2,302	4,486	14,760	△ 0	21,454	
事業年度中の変動額								
新株の発行	37	37	-	37	-	-	75	
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 652	-	△ 652	
当期純利益	-	-	-	-	3,820	-	3,820	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	37	37	-	37	3,168	△ 0	3,244	
2020年3月31日残高	2,246	2,221	2,302	4,524	17,928	△ 0	24,699	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
2019年4月1日残高	0	0	179	21,634
事業年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	75
剰余金の配当	-	-	-	△ 652
当期純利益	-	-	-	3,820
自己株式の取得	-	-	-	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 0	△ 0	△ 7	△ 8
事業年度中の変動額合計	△ 0	△ 0	△ 7	3,235
2020年3月31日残高	0	0	171	24,870

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づき償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度から
グループ通算制度への
移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

④ 外貨建の資産又は負債の
本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権

1,909百万円

関係会社に対する金銭債務

69百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

2,358百万円

営業取引以外の取引

4,809百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 445株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金繰入限度超過額	36百万円
ソフトウェア減価償却超過額	175百万円
株式報酬費用	42百万円
関係会社株式評価損	603百万円
投資有価証券評価損	7百万円
資産除去債務否認	41百万円
賞与引当金	15百万円
会社分割関連	73百万円
繰越欠損金	35百万円
その他	7百万円

繰延税金資産小計	1,039百万円
評価性引当金	△216百万円
繰延税金資産合計	822百万円

(繰延税金負債)

関係会社株式有償減資	238百万円
未収還付事業税等	3百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円

繰延税金負債合計	241百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	580百万円
-----------	--------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
--------	--------

(調整)

受取配当等の益金不算入額	△31.65%
--------------	---------

雇用者増加又は給与等支給額増加の税額控除	△4.47%
----------------------	--------

評価性引当額の増減	1.03%
-----------	-------

その他	0.15%
-----	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.31%
-------------------	--------

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社名等	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 エス・エム・ エスキャリア	(所有) 直接 100%	業務受託 役員の兼任	ロイヤルティ手数料等 (注1)	1,633	売掛金	139
				管理業務受託 (注2)	1,007	未収入金	—
				連結納税個別 帰属額	1,104	未収入金	1,104
	Medica Asia (Holdco) Limited	(所有) 直接 100%	役員の兼任	増資の引受 (注3)	1,089	—	—
	SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	(所有) 直接 100%	役員の兼任	有償減資 (注4)	524	—	—

(※) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりです。

(注1) ロイヤルティ手数料等は、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注2) 管理業務受託は、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(注4) SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. が行った7百万SGドルの有償減資の金額を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 283円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円90銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社エス・エム・エス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社エス・エム・エス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社エス・エム・エス 監査等委員会

監査等委員長 松 林 智 紀 ㊞

監査等委員 伍 藤 忠 春 ㊞

監査等委員 伊 藤 耕 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員松林智紀、伍藤忠春及び伊藤耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。このような方針に基づき当期につきましては、配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8.5円、総額739,985,818円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任・社内</div> 後藤夏樹 (1976年2月25日生)	2004年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティングサービス㈱（現日本アイ・ビー・エム㈱）入社 2007年5月 ㈱ペイカレント・コンサルティング入社 2007年12月 当社入社 2008年4月 当社経営企画室長 2009年3月 当社管理本部長 2009年6月 当社取締役 2013年4月 当社海外事業本部長 2014年4月 当社代表取締役社長（現任） 当社介護事業本部長 2017年4月 当社事業開発本部長 （重要な兼職の状況） エムスリーキャリア㈱取締役	普通株式 139,287株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 後藤夏樹氏は、2009年の取締役就任以来、管理部門、海外、介護事業等様々な部門を率い、多様なマネジメントの経験を有しています。また、2014年からは代表取締役として全社を率い、大幅な増収増益を継続させています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任・社内</div> <small>すぎ さき まさ と</small> 杉 崎 政 人 (1975年10月15日生)	1998年4月 三井リース事業(株)(現JA三井リース(株))入社 2004年3月 (株)アッカ・ネットワークス (現ソフトバンク(株))入社 2009年4月 当社入社 2009年10月 当社総務部長 2011年4月 当社経営管理部長 2015年4月 当社経営管理本部長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	普通株式 36,000株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 杉崎政人氏は、2009年の当社入社より、総務部長・経営管理部長・経営管理本部長としてコーポレート部門を率い、その強化に尽力してきました。また、2016年からは取締役に就任し、豊富な経験を活かし、引き続き当社の成長に貢献しています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 上記各候補者の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 重任・社外・独立 <small>まつばやしともき</small> 松林智紀 (1973年2月5日生) </div>	2000年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属弁護士となる) 田辺総合法律事務所入所 2002年7月 日本銀行入行 2004年2月 田辺総合法律事務所復帰 2007年11月 当社社外取締役 2007年12月 田辺総合法律事務所パートナー 2010年6月 当社監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年3月 のぞみ総合法律事務所入所 2018年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任) (重要な兼職の状況) のぞみ総合法律事務所パートナー	普通株式 680株
1	取締役会及び監査等委員会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席しました。		
	松林智紀氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。同氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任する前は、当社の社外取締役及び監査役であったことがあり、その在任期間を通算すると、本総会の終結の時をもって12年7ヵ月となります。当社は、社外取締役(監査等委員)については、在任期間が長い役員を経験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしており、同氏は、この観点からも当社の社外取締役(監査等委員)として重要な役割を果たしています。より具体的には、同氏は、社外取締役(監査等委員)候補者の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しております。同氏は、これらの経験及び理解を踏まえて、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上に繋がる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献を期待できます。また、同氏の役員としての在任期間は、代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであり、代表取締役に対する実質的な牽制機能も期待できます。さらに、一般株主との利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 重任・社外・独立 </div> 伊藤 耕一郎 (1972年9月26日生)	1997年4月 ゴールドマン・サックス証券(株)東京支店入社 2005年11月 税理士法人中央青山(現PwC税理士法人)入社 2011年5月 伊藤国際会計税務事務所開業(現任) 2012年1月 ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合 パートナー(現任) 2014年2月 Bridge Capital Asset Management(株)監査役 (現任) 2017年2月 VISITS Technologies(株)監査役(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年2月 アクトホールディングス(株)取締役(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤国際会計税務事務所	—
取締役会及び監査等委員会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席しました。			
社外取締役候補者とした理由 伊藤耕一郎氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 (生年月日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 新任・社外・独立 </div> <small>すずむらとよたろう</small> <small>鈴村豊太郎</small> <small>(1975年8月25日生)</small>	2004年4月 IBM Tokyo Research Laboratory (TRL) (現IBM Research - Tokyo) 主任研究員 2009年4月 東京工業大学大学院・情報理工学研究科 客員准教授 2013年4月 University College Dublin客員准教授 2013年10月 IBM Research - Ireland Research Staff Member 2015年12月 米国 IBM T.J. ワトソン研究所 リサーチサイエンティスト (現任) 2016年4月 スペイン国立研究所 Barcelona Supercomputing Center客員教授 (現任) 2018年9月 MIT-IBM Watson AI Lab プロジェクト代表 (現任) (重要な兼職の状況) 米国 IBM T.J. ワトソン研究所 リサーチサイエンティスト	—
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>鈴村豊太郎氏は、米国ニューヨークを拠点に国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会に適した情報インフラの構築」を実現していく上で、当社が保有する国内外の介護・医療・ヘルスケア関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。同氏のグローバルで培われた豊富な知識・経験と幅広い見識により、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能が発揮されることに加え、示唆に富む助言を期待できます。さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松林智紀氏、伊藤耕一郎氏及び鈴木豊太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松林智紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社は同氏の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と田辺総合法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。また、同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、過去に当社の業務執行者ではない役員（社外取締役・監査役）であったことがあります。同氏の監査等委員としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となり、過去の当社の業務執行者ではない役員としての在任期間を通算すると、本総会の終結の時をもって12年7ヵ月となります。当社は、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の実験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしており、同氏は、この観点からも当社の社外取締役（監査等委員）として重要な役割を果たしています。より具体的には、同氏は、社外取締役（監査等委員）候補者の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しております。同氏は、これらの経験及び理解を踏まえて、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上に繋がる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献を期待できます。また、同氏の役員としての在任期間は、代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであり、代表取締役に対する実質的な牽制機能も期待できます。このような事情に鑑みれば、同氏の当社役員としての在任期間が長いことは、社外取締役としての独立性にマイナスの影響を及ぼすものではなく、むしろ寄与するものであると考えております。
4. 当社は、伊藤耕一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、鈴木豊太郎氏の選任が承認可決された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
6. 当社は、松林智紀氏及び伊藤耕一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。上記各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は松林智紀氏及び伊藤耕一郎氏との間で、上記責任限定契約を継続し、鈴木豊太郎氏との間で、上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
7. 松林智紀氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
みず ぬま た ろう 水 沼 太 郎 (1971年7月6日生)	2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属弁護士となる) 三宅坂総合法律事務所入所 2009年4月 三宅坂総合法律事務所パートナー 2012年5月 新星総合法律事務所入所 2015年9月 大武法律事務所入所(現任) (重要な兼職の状況) 大武法律事務所弁護士	—

- (注) 1. 水沼太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水沼太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。本議案が承認可決された場合において、同氏が社外取締役に就任したときは、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 水沼太郎氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
水沼太郎氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。特に、同氏は、医療機関における法律業務を数多く取り扱っており、当社の事業領域の一つである医療の領域にも精通しております。さらに、一般株主との利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、補欠の社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 本議案が承認可決された場合において、水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

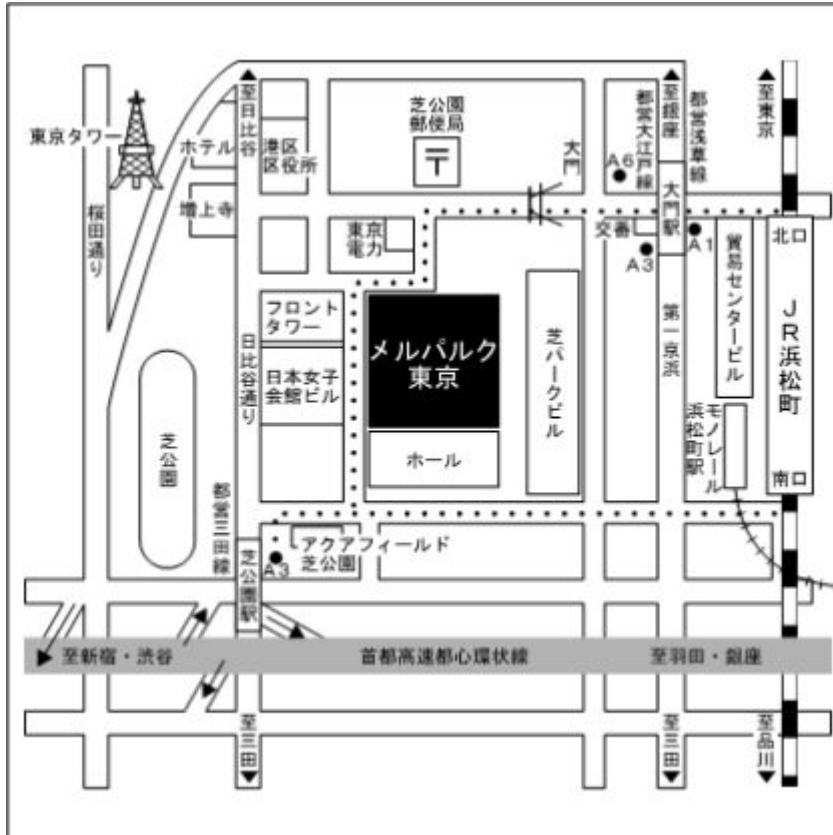
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」
電話 03 (3433) 7211



最寄駅

都営地下鉄 三田線 芝公園駅(A3出口)より徒歩2分

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅(A3・A6出口)より徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅(北口・南口)より徒歩8分

モノレール 浜松町駅(北口)より徒歩8分

お土産の廃止について

諸般の事情により、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解の程、お願い申し上げます。